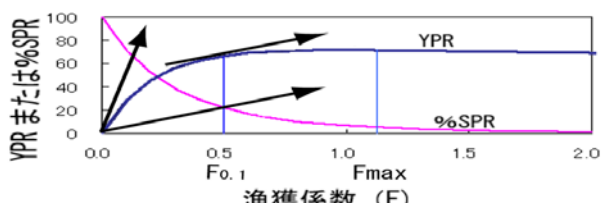
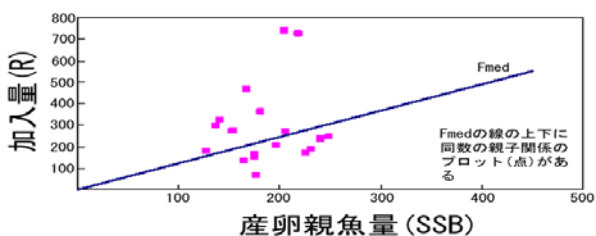
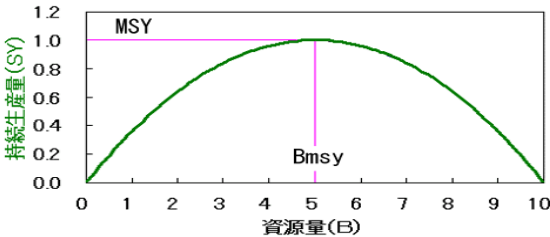


- ① 資源評価の専門用語の解説 . . . 1 頁
- ② 瀬戸内海広域漁業調整委員会
指示第37号（サワラ関係） . . . 5 頁
- ③ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
指示第36号等（クロマグロ関係） . . . 10 頁

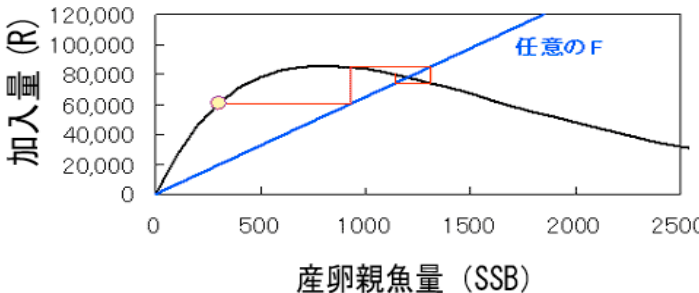
資源評価の専門用語の解説

(令和3年度我が国周辺水域の漁業資源評価より抜粋)

ABC	Allowable (またはAcceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量 その資源について、現状の生物学的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。ここでは、原則としてABC算定のための基本規則に基づいて算定する。
ABClimit	ABCの上限値
ABCtarget	ABCの目標値 ABClimitの予防的措置
B	資源重量
Bban	禁漁あるいはそれに準じた措置を提言する閾値(資源量あるいは産卵親魚量)
Blimit	資源回復措置の発動がなされる資源量または親魚量の閾値
Bmsy	MSY(長期的に持続可能な最大生産量)を達成する資源量あるいは産卵親魚量
Brem	資源量を管理基準とする際の目標獲り残し量
CPUE	Catch Per Unit Effort 単位(漁獲)努力量当たり漁獲量(資源量の指標) 例:操業1日1隻当たり漁獲重量 例:操業1日1隻当たり漁獲重量。
F	漁獲(死亡)係数 漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理可能)
Fmax	YPR曲線において、加入量当たり漁獲量が最大となるF(図1)  図1.漁獲係数とYPR曲線・%SPR曲線の関係および0.1とFmax
Fcurrent	現状のF
Flimit	資源生物学的に推奨されるFの上限値
F0.1	YPR曲線において加入量当たり漁獲量の増加率が開発初期($F=0 \rightarrow \Delta F$)の1/10となるF(図1)
Fmed	再生産関係のプロットの中央値に相当するF(図2)  図2.再生産関係のプロットとFmed
Fmsy	MSYを達成するF
Frec	①Fmsy(または代替値)をB/Blimitの比率で引き下げたFまたは②目標水準への回復に要する年数(個々の資源の状況に応じて設定)から求められる漁獲係数
Fsus	仮定された再生産関係のもとで、資源の現状を維持するF
Ftarget	確実な資源の維持・回復を期待する場合の目標となるF(Flimitの予防的措置)
Fx% (Fx% SPR)	漁獲がない場合のx%に相当する SSB/Rを達成するF
HCR	エイチシーアール. 漁獲管理規則. 親魚量に対応して許容できる漁獲圧(漁獲係数 F 値)をどのように設定するかをあらかじめ定めたルール.

M	自然死亡係数 被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数 (人為的に管理困難)。																
MSY	Maximum Sustainable Yield 最大持続生産量(図3) ①狭義のMSYは、再生産曲線とYPRあるいはプロダクションモデルから導かれ、②広義のMSYは、その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大(あるいは高水準)の漁獲量と定義される。  図3.資源量と持続生産量(漁獲量)の関係																
MSY水準	MSYを実現する資源量(産卵親魚量) 図1のBmsyに相当する資源量。																
N	資源尾数																
P	資源量水準																
R	加入量(加入尾数)																
RPS	Recruitment Per Spawng 再生産成功率 加入量を産卵親魚量で除した値(R/SSB) 自然要因で変動し、人為的に管理できない。卓越年級群の出現は他の年に比べて非常に高いRPSが原因である。																
S	産卵親魚量(SSB)																
SSB	Spawning Stock Biomass 産卵親魚量(Sとも略記) ある資源における成熟個体の総資源量																
SPR	Spawning Per Recruitment 加入量当たり産卵親魚量。 データとして年齢別体重、成熟割合、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。人為的に管理可能である。																
%SPR	漁獲が無いとき(F=0)のSPRを100として漁獲があるときのSPRの割合																
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量																
TAE	Total Allowable Effort 漁獲努力可能量																
VPA	我が国で広く使用される資源評価モデル。年齢別漁獲尾数から資源量や漁獲圧を推定することができる。																
YPR	Yield Per Recruitment 加入量当たり漁獲量 人為的に管理可能。ある加入量(R)から漁獲量の最大化を目指す管理に用いられる。成長乱獲は防げるが再生産関係を考慮しない点が問題 データとして年齢別体重、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。																
Z	全減少係数 $Z=F+M$ 全減少係数Zと生残率sの関係 <table><tr><td>Z</td><td>0</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.6</td><td>0.8</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>s</td><td>100%</td><td>82%</td><td>67%</td><td>55%</td><td>45%</td><td>37%</td><td>14%</td></tr></table>	Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	2.0	s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%
Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	2.0										
s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%										
α	資源評価・資源管理の不確実性を考慮した予防的措置のための係数 不確実性が大きいほど小さな α を適用してABCを引き下げる。																
β	資源回復のための係数 資源が低水準(乱獲状態)にあるほど小さな β を適用し、ABCを引き下げる。																
γ	資源量の指標を考慮した係数																

オペレーティングモデル (OM)	水産資源評価と資源管理では通常の「実験」によってモデルや仮定の妥当性を検討できないため、信頼性のある結論を導き出すことが難しい。そのため、コンピュータ上で仮想現実を作り、そこで資源評価や資源管理の「計算機上の数値実験」を行い、妥当な方法をさぐる試みが検討されている。この数値実験のためのモデルおよび具体的なコンピュータプログラムのことをOMと呼ぶ。
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること
加入管理	加入乱獲の回避を目指す管理 (SPR管理、MSY管理)
加入乱獲	成熟する前に強い漁獲がはたらき、次世代の資源が確保されず、持続可能ではないこと (種もみを残さないこと)。
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量 (通常は資源尾数で表す)
管理基準	特定の (資源) 管理目標からABCを導き出す技術的な基準
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧力 広義には漁獲圧 (漁獲の圧力) の強さをF (漁獲係数) で表す。
漁獲効率	漁具に遭遇した魚群のうち実際に漁獲される尾数あるいは重量の割合
漁獲努力量	漁獲のために投入された努力量 漁船数、操業日数、漁具数、曳網時間など
漁獲割合	漁獲量 / 資源重量
漁具能率	資源量のうち、単位 (漁獲) 努力量で漁獲できる割合
系群	資源の変動単位 遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残など、独自の生物学的特徴を有する場合
コホート解析 (VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数 (M) を利用して年齢別漁獲係数 (F) と資源尾数 (N) を推定する方法 資源量推定の代表的手法。
再生産関係	産卵親魚量 (SSB) と加入量 (R) の関係 加入尾数は一般に平均値のまわりで大きく変動する。
再生産式	再生産関係を表す理論式 リッカー型 (図4) とベバートン・ホルト型が代表的
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数 資源重量はbiomass (B)、資源尾数はabundance (N) と表記することが多い
資源量指数・資源密度指数	ある系群の資源量や資源密度を反映する指数 漁獲調査や漁業のCPUEを漁区ごとに累積したものが資源量指数、資源量指数を漁区数で除したものが資源密度指数。
資源水準	過去20年以上にわたる資源量や資源量指標値、漁獲量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準

持続的漁獲量(持続生産量)	Sustainable Yield あるFおよび漁獲開始年齢の下で持続的に達成される漁獲量(図4) 再生産曲線と交点を持つ任意のF(直線)で漁獲した場合、親魚の初期源量(○)に関わらず、図の水平線と垂直線に沿って、任意のFと再生産曲線の交点に収束するため、再生産関係が定常的なら加入量も生産量も持続的となる。この持続生産量を最大化するFがF_{msv}。交点を持たない非常に強いFの場合、資源は理論的に絶滅し持続的  図4 再生産式(曲線)と持続生産量
成長乱獲	最大のYPRを実現するF(F_{max})を超えたFあるいは漁獲開始年齢の状態 経済的乱獲とも呼ばれる。
選択率	コホート解析において、ある年の最高のFを有する年齢のFで各年齢のFを除した値
ターミナルF	コホート解析において、各コホートの最高年齢および最近年のF(F_t とも記す)
卓越年級群	他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群(相対的な基準)
チューニングVPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用してターミナルFを推定する方法 特に最近年の推定値の不確実性の改善に効果がある。
動向(資源動向)	資源量(資源量指数、漁獲量)の過去5年間の推移から「増加傾向・横ばい・減少傾向」に区分したもの。
年級群(コホート)	ある年に生まれた資源 ブリ2000年級群などと表記
フィードバック管理	目標とする資源状態に到達させるために現在の資源状況に応じて漁獲を調整する資源管理方策
プラスグループ	コホート解析において、ある年齢以上をまとめた年齢群
プロダクションモデル(余剰生産モデル)	漁獲量とCPUEあるいは資源量指数などを用いて資源量やMSYを推定する方法
面積密度法	トロール(底びき網)などによって漁獲調査を行い、曳網面積と資源密度および漁獲効率から漁場全体の資源量を推定する方法
乱獲行為	資源を成長乱獲または加入乱獲に導く漁獲行為
乱獲状態	強い漁獲により産卵親魚量が減りすぎたために加入量が減少して持続的でなくなっている状態
予防的(管理)措置	不確実性を考慮した資源管理 例えば、ABCtargetは、ABClimitの予防的なものである。すなわち、仮定した条件が正しくない場合でも、管理が失敗に陥らないように、予め定めた安全策を採用すること。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア・和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ・和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ・大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ・基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア・和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ・和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ・大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線
備讃瀬戸	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線
燧灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
安芸灘	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

	一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線
伊予灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さざし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和二年十二月十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
 - ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) つば網漁業

2 操業の禁止

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和二年十二月三十一日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十一号の3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和三年二月十二日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十八年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 令和三年二月十二日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わつて、（1）の規定による承認を受けることができる。この場合、（1）のイ及びロの条件は適用しない。

(3) （1）の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第二号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の（1）又は4の（2）、（4）若しくは（5）の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やか

- に、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下（5）において「当該者」という。）が現被承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であつて、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。
- イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。
- ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がないこと。
- ハ 当該都道府県における現被承認者の数に当該者の数を加算しても、平成三十年四月三十日時点の当該都道府県における旧被承認者の数を超過しないこと。
- (6) (4) 及び (5) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4) の規定による申請の場合にあつては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第二号による廃業届及び原簿謄本を、(5) の規定による申請の場合にあつては原簿謄本を、それぞれ添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (7) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
 - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
 - ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和五年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現 行		変更（該当項目のみ記入）
承認番号				
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
主な水揚げ市場 （又は漁協）				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	○○ 年 月 日から ○○ 年 月 日まで
年 月 日 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領

令和2年12月14日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和3年2月12日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、第6管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、第6管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が400を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であつて、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が400を超えるときには、現被承認者の数が平成30年4月30日時点の被承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)及び4の(3)、(6)及び(7)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
- ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 ころまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

	様式※1			旧承認証	承認番号 の対応	摘要
	第一号	第三号	第四号			
変更申請	承認証の記載事項※2に 変更がない場合			—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合			○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)			○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）※3			○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業	—	○	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の4の(5)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和3年4月1日～令和5年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の(5)の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。